

平成29年12月定例農業委員会議事録

開会 12月25日(月)午前9時

(欠席委員) 0名

(事務局出席者)原田次長、加藤主幹、鈴木副主幹、酒井主任主査、
川野主事

(傍聴人) 0名

議長：それでは、ただいまから12月定例農業委員会議事を開催します。

本日の欠席の届け出は受けておりませんが、萩野委員が遅れて出席の予定となっているため、現在の出席委員は、農業委員が11名、農地利用最適化推進委員が9名です。

議事に入る前に、本日の会議の議事録署名の委員を指名します。

2番、塚崎委員、3番、鈴木委員、お願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議長：議案第32号につきましては、近藤(元)委員が議事参与の制限に該当しますので、退席をお願いします。

(該当委員退席)

議長：それでは、議案第32号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明を求めます。

【議案第32号、農地法第3条の規定による許可申請について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました、番号1、筋生、福谷の件につきましては、地元の小河委員、林委員から御意見ををお願いします。

まず、小河委員、お願いします。

小河委員：現地の確認をしましたが、細かく分かれた農地が統合する方向にあるということで、統合の相手としても、受人は隣接地所有者であるため、最適と思われます。問題ないと思います。

議長：はい、続きまして、林委員、お願いします。

林委員：現場は、耕作はされていませんが、管理はしっかりとされておりまして。また、市外の所有者から市内の所有者に移るということで、何ら問題ないと思います。以上です。

議長：ありがとうございました。ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：それでは、御意見等がないようでありますので、採決に移ります。
番号1について、許可することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：はい、ありがとうございます。全員賛成により、番号1を許可することとします。

(該当委員着席)

《採決結果：議案第32号 全員賛成1件》

議長：それでは、議案33号、農地法第5条の規定による許可申請の意見について、事務局から説明をお願いします。

【議案第33号、農地法第5条の規定による許可申請の意見について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：それでは、農地法第5条の規定による許可申請の意見について、事務局から説明がありました、番号1、三好下の件に関して、地元の野々山委員から、御意見をお願いします。

野々山委員：先日、行政区の調査がありまして、この件について調整会議を行いました。地元の意見としては、今、この申請地の横を駐車場で使っているのですが、ここからお客様が車道を歩いて通るということで、危ないという御意見がありまして、それに対して、対策をお願いしますという相談をしてみましたところ、気持ちよく、今回の申請地の中で、歩行者通路として、2メートル程の幅で安全対策をやっていただけるとのことですので、地元としては問題ないと判断をさせていただきました。

なお、隣に2軒、家がございますが、この2軒の方につきましても、何ら支障はないと聞いておりますので、地元としては問題ないと判断しております。以上です。

議長：ありがとうございました。ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等がある委員は挙手の上、発言をお願いします。
はい、どうぞ。

鈴木委員：売り場の移転ということですが、既存の売り場からどのような経緯で移転するのですか。

もう一つは、都計法等の調整の中で、何もなしと書いてありますが、上に書いてある売り場というのは屋根のない所に資材を置いて、並べるだけの売り場のことですか。

議長：事務局お願いします。

事務局：失礼します。まず、1点目ですが、第2売り場というのは、今の本店から北に少し行きますと、園原地区の中に、肥料や土が置いてあるところがございます。そちらの売り場が市街化区域でございまして、契約が満了して、地権者の方に返されなければならないという事情が今回生じたというのが理由です。

また、2点目ですが、都市計画法の調整はありませんということで、事務局から説明をさせていただきましたが、今回、計画いただいている売り場につきましては、建物を伴わない、そのまま露天で置くような計画でございますので、建物の計画がないことから、都市計画法の調整はございませんので、よろしくお願いします。

野々山委員：済みません、補足で説明させていただきます。

露天の売り場ということですので、境川は特定都市河川として、農地から農地以外のものに変えるときには、雨水対策をなさいという規定がございます。それについても確認したところ、現況の田んぼを変えることに伴って、地下浸透で雨水をため、駐車場につきましては、透水性舗装を行って、下に70センチの砕石を入れて、水をためる。売り場につきましては、同じく透水性舗装で下に70センチの砕石入れて、水をためる。一部は砕石だけで、そこにパレットを置いて、販売をするというふうに聞いておりますので、問題ないと思います。特定都市河川に係る対策も今後大事になってくると思いますので、今後、事務局で説明をしていただけるとありがたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議長：それでは、ほかに意見がないようでありますので、採決をとります。番号1について、県に対して進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：ありがとうございます。全員賛成により、番号1については、適当であると意見を付し、県に対して進達することとします。

続きまして、番号2、明知上の件について、地元の深谷(明)委員から、御意見を申し上げます。

深谷(明)委員：申請地は隣接地が開発するというので、田を埋めて、畑に変えてある状態です。この隣接地は、今、資材置き場になっていますが、既に開発をしたいという予定で進んでいた土地です。また、地元の人も、コンビニができると大変便利になるという意見が多いので、許可することは妥当だと思います。

議長：ありがとうございます。ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等ある委員は挙手の上、発言をお願いします。

鈴木委員：申請地横の資材置場は、登記地目も雑種地ということによろしいのですか。

事務局：失礼します。今御意見いただきました、隣接地である雑種地1,689平方メートルにつきましては、登記地目が既に雑種地になっておりまして、現在は、深谷委員からもお話があったように、土砂が積んである資材置き場になっております。

この土地につきましては、資材置き場の契約が切れまして、資材置き場をやめて、今回、コンビニエンスストアとして改めて事業を計画されるということで、計画をいただいております。

よろしく申し上げます。

議長：そのほかにございませんか。

それでは、ほかに意見等がないようでありますので、採決をとります。番号2について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号2について適当であると意見を付し、県に対して進達することとします。

《採決結果：議案第33号 全員賛成2件》

議長：続きまして、議案第34号については、加納委員、近藤(元)が議事参与の制限に該当しますので退席をお願いします。

(該当委員退席)

議長：それでは、議案第34号、農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。

【議案第34号、農用地利用集積計画の決定について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ただいま、事務局から説明がありましたが、全体を通して、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

近藤(雅)委員：議案の補足資料についてですが、場所が判断しにくかったので、公園名等があると、現地に行きやすかったです。

事務局：御意見ありがとうございます。見やすい資料づくりに心がけますので、よろしくをお願いします。ありがとうございました。

議長：それでは、ほかに意見等がないようでありますので、採決に移ります。本件につきまして採決します。

計画の決定に賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：はい、全員賛成により、決定することとします。

(該当委員着席)

《採決結果：議案第34号 全員賛成1件》

議長：それでは、続きまして、諮問に移ります。

諮問第5号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、事務局からの説明を求めます。

【諮問第5号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：はい、ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました番号1、新屋の件につきまして、地元の原田委員から御意見を申し上げます。

原田委員：現状が、申請地は水稻耕作地帯をということですが、地権者の方が売買を了承されているということで、やむを得ないなという意見をいただいております。

あと、工場の排水についてですね、先ほど、事務局からの説明がありましたので、排水を下水に放流ということで、そういうことを守っていただければいいのではないかと思います。

周りの状況ですが、支障を及ぼさない程度ということですので、土地

改良区も、そういうことならやむを得ないということですので、よろしく願いいたします。

議長：ありがとうございます。ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

林委員：この諮問1と諮問2の農地法の関係ですが、諮問1が、農地区分第3種、諮問2が、農地区分第2種、農地区分の基準でいくと、そうなると思うのですが、実際、諮問1の方が優良農地だと思います。これが農地区分3種になるというのは、これでいいのかなというところを、疑問に思います。

事務局：現地につきましては、前面に上下水が入っていきまして、近辺に、医療施設が2軒建っているということで、愛知県にも既に3種で転用ということで確認させていただいて、すぐ隣に学校給食センターという公共の施設があるということもございまして、3種ということで、やむを得ないということで、県には意見いただいております。

鈴木委員：申請者の現在の工場のところは、砂後川の色が変わるような水を流していることを何回もしているのですが、今回移転されることで、しっかり浄化槽等をつけていただけるのだらうと思うのですが、その浄化した水を下水に流すということは出来ないと思いますが、これは公共下水が工場の水を受け入れるという確認がとれていますか。

事務局：トイレ等の生活排水につきましては、市の下水道のほうに接続するというので、計画いただいております。工場に関する水につきましては、適切に処理槽を設けられて、環境課の指導も受けて排水されるような計画を、環境課とも協議しながら、いただいているのが、現状でございますので、環境課の指導に従って、適切に処理していただけるよう、市としても対応をさせていただく方向でございますので、よろしく申し上げます。

近藤(元)委員：そういった場合、その浄化した水を、出すと思うのですが、どの排水路に流すのですか。裏の排水路ですと、砂後川に流れていないので、ずっと西まで流れてしまっていますが、量が多いと思うので、影響が出てきてしまうのではないですか。

事務局：現在の計画ですと、計画地のおよそ北側に排水路がございまして、処理槽から経由して流される計画をいただいておりますが、水の量等について、もう一度確認させていただきます。

野々山委員：雨水は土地改良区の排水溝で、土地改良区と協議済み。工場排水は浄化後、下水に流すって書いてあるんですが、処理槽を通して、流してはいけないものを除外した排水を下水へ接続するのかなと読めるので

すが、この確認をしっかりしていただきたい。境川公共下水道は、現在の工場に入って定期的に検査やっているとしますので、その辺もしっかり調整していただいて、本当に流していいのかどうか、よく吟味していただきたいというふうに思います。地元の方も、土地改良の役員の方も、この件につきましては、心配してみえられたので、事務局で、十分な調整をしていただきたいと思います。

議長：この文言が正しいかどうか、工場の排水が下水に流せるかどうかという確認をしてくださいということです。いいですかね。

事務局：今の御指摘いただいたことと、こちらの計画の確認をしまして、排水について、農業に影響のないような排水計画かどうかということを確認させていただくというところで、事業者側に、再度確認をとります。また、こちらの指導の状況も確認したいと思います。

議長：それでは、この番号1の審議については、時間をいただきます。続きまして、番号2、三好の上の件につきましては、地元の小林委員から御意見ををお願いします。

小林委員：番号2ですが、該当の農地につきましては、三好自動車学校の西側の三角地の中で、住宅の間に挟まった土地でございます。

現地を確認したところ、ここ数年、耕作されていない状況にある土地でした。また、この畑の南側の隣接地は、既に申請者の駐車場として利用されているような状況にもありました。

そうした状況から、土地改良区とも相談しまして、特に影響がないのではないかと話をいただいております。以上です。

議長：ありがとうございます。ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：それでは、御意見がないようでありますので、採決を行います。番号2について、市に対し、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：はい、ありがとうございます。全員賛成により、番号2については適当であるとして、市へ答申することとします。続きまして、番号3、福田の件につきましては、地元の酒井委員から、

御意見をいただきます。

酒井委員：申請地は県道知立線の通りで、申請者が現在使っている土地の東にある、ひし形の土地です。これは地主さんが一緒でして、残ってしまった土地となります。また、地主さんと業者さんと三者面談いたしまして、両方了解済みということです。排水に関しても、貯水池を経由して、その後、土地改良の排水路に流すというように、特に問題はないと思います。よろしくをお願いします。

議長：ありがとうございました。ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。
よろしいでしょうか。

近藤(元)委員：申請地の隣が農地ですが、境界ぎりぎりまで擁壁を建てられるのですか。のり面をつけていただけていただけると、農作業もやりやすいと思いますが、境界まで擁壁が建てられると、作業がしづらいのではないですか。

事務局：計画につきましては、以前の土地のようにのり面のような形態で計画をいただいておりますので、できるだけ影響のないような、配慮をされるということで、こちらもお伺いさせていただきました。

議長：それでは、ほかに意見がないようでありますので、番号3について、市に対し、適当であると答申することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：はい、全員賛成により、番号3については適当であるとして、市へ答申することとします。

続きまして、番号4、苧生の件につきまして、地元の小河委員から御意見ををお願いします。

小河委員：分家住宅の用地がここしかないということと、周辺への農地への影響が少ないということから、転用妥当と考えます。

議長：ありがとうございました。ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。
よろしいでしょうか。

(質問、意見等なし)

議長：それでは、意見等がないようでありますので、番号4について、市に

対し、適当であると答申することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：はい、ありがとうございます。全員賛成によりまして、番号4については適当であるとして、市へ答申することとします。

議長：続きまして、事務局から報告をお願いします。

[事務局報告]

1 平成29年11月分農地転用届出の受理状況について

議長：ただいま事務局から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。
よろしいでしょうか。

(質問、意見等なし)

事務局：その他事項につきまして事務局のほうから3点ほど御説明させていただきますので、よろしくをお願いします。

- 1 2018年の手帳の配付と携行のお願い
- 2 みよし市農業委員会 視察研修について
- 3 みよし市農業委員会農地等利用の最適化推進に関する指針(案)

事務局：今、事務局から、手帳、施設研修、最適化推進に関する指針ということで、3点ほど御説明させていただきました。こちらについて、先に御質問等あればお伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。

議長：それでは、諮問第1号の議事を再開したいと思います。
よろしくお願いたします。

事務局：大変申しわけございませんでした。

工場排水は浄化後下水に流すということだったのですが、申しわけありません、当初、こちらの内容で確認をさせていただいていたのですが、その後、変更になったということで、確認しました。
内容としましては、工場排水につきましては、浄化槽に流しまして、

県の基準以上にきれいにする形にします。それを貯留施設に一度ためまして、最終的には北側の土地改良の排水路に流すのですが、こちらの排水につきましても、流下能力等の検討書等をつけまして、土地改良区に事前に相談に行き、今のところは問題なしということで確認をいただいているということです。よろしく願いいたします。

事務局：少し補足させていただきますと、先ほど、野々山委員から話のありました特定都市河川の貯水槽が、こちらも施設を設けることになっております。そちらについて、貯水槽があるということで、一旦下水処理したものをそちらに入れて、貯留させるという二重方式で、排水路がオーバーフローしないように排水するということです。よろしく願いいたします。

議長：一応、それぞれの団体と、こういう案で調整がついとるという理解でよろしいですね。

事務局：はい。そうです。先ほど、事務所の汚水については、下水につないで流す旨を下水道課に確認をさせていただいて、工場排水については、浄化槽を通した後、貯留槽にためて、オーバーフローしない計算で、北側の土地改良施設に流すということで、土地改良区とも、現在協議がほとんど終わっているということで聞いております。

議長：そのほかに御意見ございませんか。

それでは、ほかに意見がないようでありますので、採決に移ります。

番号1について、市に対し、適当であると答申することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(賛成多数)

議長：はい、賛成多数により、番号1については、適当であるとして、市へ答申することとします。

《採決結果：諮問第5号 賛成4件》

議長：それでは、以上をもちまして、12月定例農業委員会議を終了させていただきます。ありがとうございました。

事務局：会長、ありがとうございました。

議事の進行について、こちらのほうの不手際ありました。今後はこのようなことのないように、一生懸命取り組ませていただきますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、12月定例農業委員会議を終了いたします。

一同、御起立ください。

一同、礼。ありがとうございました。

(閉会午前10時30分)